

改定前 (旧)	改定後 (新)
2022年6月24日制定	2022年6月24日制定 <a href="#">2022年10月25日改定</a>
<p>「新潟観光ドライブパス」 利用約款</p> <p>第1条～第6条 省略</p> <p>第7条（申込内容の変更） 本商品の申込みが完了した後は、登録内容を変更することはできません。登録内容の変更が必要な場合は、第12条第1項に定める解約を行った上で、再度インターネットで申込みください。</p> <p>第8条 略</p> <p>第9条（請求等） 本商品を申し込み、次の各号のうち、いずれの走行を行った場合も本商品の料金を請求いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 第8条第2項に定める通行を行った場合</li> <li>二 第8条第3項①に定める通行を行った場合</li> </ul> <p>2 本商品の申込時に登録した ETC カードに ETC マイレージサービスの還元額がある場合は、還元額から本商品の支払いに充当します。</p> <p>3 本商品の対象となる各通行にかかる料金所の料金表示器の表</p>	<p>「新潟観光ドライブパス」 利用約款</p> <p>第1条～第6条 省略</p> <p>第7条（申込内容の変更） 本商品の申込みが完了した後は、登録内容を変更することはできません。登録内容の変更が必要な場合は、<a href="#">第13条第1項</a>に定める解約を行った上で、再度インターネットで申込みください。</p> <p>第8条 略</p> <p>第9条（請求等） 本商品を申し込み、次の各号のうち、いずれの走行を行った場合も本商品の料金を請求いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 第8条第2項に定める通行を行った場合</li> <li>二 第8条第3項①に定める通行を行った場合</li> </ul> <p>2 本商品の申込時に登録した ETC カードに ETC マイレージサービスの還元額がある場合は、還元額から本商品の支払いに充当します。</p> <p>3 本商品の対象となる各通行にかかる料金所の料金表示器の表</p>

示、ETC 車載器の料金表示及び音声案内並びに ETC 利用照会サービスの料金表示は通常の料金（ETC 割引が適用された通行の場合は割引後の料金）となります。

4 ETC 利用照会サービス、ETC マイレージサービスの還元額明細に表示される本商品の対象となる各通行の走行明細は確定時に次の各号のとおりとなります。

一 第 8 条第 2 項及び第 8 条 3 項①に定める最初の通行は、入口 IC が「企画割引」となり、通行料金の欄が本商品の料金となります。

二 第 8 条 2 項に定める 2 回目以降の走行及び第 8 条 3 項②、③に定める通行は消去されます。

5 クレジットカード会社または ETC カード事務局（ETC パーソナルカードの管理運営を行うため六会社が設置する事務局をいいます。）が発行する請求書には、本商品の対象となる第 8 条 2 項に定める 2 回目以降の通行及び第 8 条 3 項②、③に定める通行にかかる走行明細は記載されません。

6 ETC パーソナルカードは、本商品の料金が適用される前の通行料金を含めた未払債務の合計額が、デポジットの 80%相当額を上回りますと、利用停止となる場合があります。

【未払債務の合計額がご利用可能額を超える場合の例】

詳しくはこちら

第 10 条（他の割引との適用関係）

示、ETC 車載器の料金表示及び音声案内並びに ETC 利用照会サービスの料金表示は通常の料金（ETC 割引が適用された通行の場合は割引後の料金）となります。

4 ETC 利用照会サービス、ETC マイレージサービスの還元額明細に表示される本商品の対象となる各通行の走行明細は確定時に次の各号のとおりとなります。

一 第 8 条第 2 項及び第 8 条 3 項①に定める最初の通行は、入口 IC が「企画割引」となり、通行料金の欄が本商品の料金となります。

二 第 8 条 2 項に定める 2 回目以降の走行及び第 8 条 3 項②、③に定める通行は消去されます。

5 クレジットカード会社または ETC カード事務局（ETC パーソナルカードの管理運営を行うため六会社が設置する事務局をいいます。）が発行する請求書には、本商品の対象となる第 8 条 2 項に定める 2 回目以降の通行及び第 8 条 3 項②、③に定める通行にかかる走行明細は記載されません。

6 ETC パーソナルカードは、本商品の料金が適用される前の通行料金を含めた未払債務の合計額が、デポジットの 80%相当額を上回りますと、利用停止となる場合があります。

【未払債務の合計額がご利用可能額を超える場合の例】

[別紙参照](#)

第 10 条（他の割引との適用関係）

本商品は、ETC マイレージサービス以外の割引を重複して適用しません（本商品の料金の額には、ETC 割引や障がい者割引は適用されません）。

2 ETC マイレージサービスによる割引は、本商品の料金の額に適用します（本商品の料金の額には、ETC 割引や障がい者割引は適用されません）。

3 本商品の対象となる各通行が ETC マイレージサービスによる平日朝夕割引の割引対象となる通行の場合であっても、当該割引の利用回数として算入しません。

#### 第 1 1 条（適用対象外及び無効）

各通行が次の各号の一に該当する場合は本商品の適用対象外とし、その通行にかかる通常の料金の支払いを受けます。

ETC マイレージサービスによるポイント付与は、本商品の料金の額に適用します。

2 前項に定めるポイント付与に加え、次条に定める特別ポイントを付与します。

3 本商品は、前 2 項に定めるポイント付与以外の割引を重複して適用しません（本商品の料金の額には、ETC 割引や障がい者割引は適用されません）。

4 本商品の対象となる各通行が ETC マイレージサービスによる平日朝夕割引の割引対象となる通行の場合であっても、当該割引の利用回数として算入しません。

#### 第 1 1 条（ETC マイレージサービスの特別ポイントの付与）

令和 4 年 1 1 月 7 日（月）から令和 4 年 1 1 月 3 0 日（水）までの期間における、月曜日から金曜日までの間の日のみを利用期間として申込み、第 8 条第 1 項に定める通行を行った場合、ETC マイレージサービスの特別ポイントを、本商品の料金の額 1 0 円毎に 1.5 ポイント付与するものとします。

2 前項に定める特別ポイントは、本商品の利用のあった月の翌々月 2 0 日までに付与します。

#### 第 1 2 条（適用対象外及び無効）

各通行が次の各号の一に該当する場合は本商品の適用対象外とし、その通行にかかる通常の料金の支払いを受けます。

- 一 本商品の利用時に無効な ETC カードが登録されているとき
  - 二 申込みの際の登録内容に誤りがあるとき
  - 三 登録カードの名義が本商品の申込者以外のものであるとき
  - 四 登録カード以外の ETC カードを使用したとき
  - 五 登録車種より上位の車種で通行したとき
  - 六 入口料金所、出口料金所とも登録した利用期間以外の日に通行したとき。
  - 七 最終走行において入口料金所を利用期間内に通過し、出口料金所を利用終了日の翌々日までに通過しなかったとき
  - 八 第 8 条 2 項及び第 8 条第 3 項に定める通行以外の通行をしたとき。ただし、周遊エリア内外の IC 相互間を通行した場合、周遊エリア内にあたる部分と周遊エリア外にあたる部分で走行を分割し、前者は本商品の適用対象となり、後者の走行分は通常の料金の支払いを受けます。なお、入口 IC、出口 IC ともに周遊エリア外の場合は、周遊エリアを通過した場合であっても当該走行の全区間が本商品の適用外となります。
  - 九 登録した利用期間に第 8 条 3 項①に定める通行がなかったとき
- 2 各通行が次の各号の一に該当する場合は、本商品の申込みを無効とし、利用期間内における全ての通行について通常の料金の支払いを受けます。また、当社供用約款に違反し料金を不法に免れたと認められる場合には、道路整備特別措置法第 26 条の規定により、

- 一 本商品の利用時に無効な ETC カードが登録されているとき
  - 二 申込みの際の登録内容に誤りがあるとき
  - 三 登録カードの名義が本商品の申込者以外のものであるとき
  - 四 登録カード以外の ETC カードを使用したとき
  - 五 登録車種より上位の車種で通行したとき
  - 六 入口料金所、出口料金所とも登録した利用期間以外の日に通行したとき。
  - 七 最終走行において入口料金所を利用期間内に通過し、出口料金所を利用終了日の翌々日までに通過しなかったとき
  - 八 第 8 条 2 項及び第 8 条第 3 項に定める通行以外の通行をしたとき。ただし、周遊エリア内外の IC 相互間を通行した場合、周遊エリア内にあたる部分と周遊エリア外にあたる部分で走行を分割し、前者は本商品の適用対象となり、後者の走行分は通常の料金の支払いを受けます。なお、入口 IC、出口 IC ともに周遊エリア外の場合は、周遊エリアを通過した場合であっても当該走行の全区間が本商品の適用外となります。
  - 九 登録した利用期間に第 8 条 3 項①に定める通行がなかったとき
- 2 各通行が次の各号の一に該当する場合は、本商品の申込みを無効とし、利用期間内における全ての通行について通常の料金の支払いを受けます。また、当社供用約款に違反し料金を不法に免れたと認められる場合には、道路整備特別措置法第 26 条の規定により、

通常の料金のほか割増金の支払いを受けます

- 一 セットアップされた ETC 車載器が取り付けられていない車両で通行したとき
- 二 1 枚の登録カードを同時に 2 台以上の車両に使用したとき
- 三 前二号に掲げるもののほか、不正な通行の手段として本商品を利用したとき

#### 第 1 2 条 (解約等)

本商品のうち、第 6 条第 1 項第一号により申し込んだ者は、申込時に登録した利用開始の前までに、当社ホームページ内の専用サイトで解約することができます。

2 前項に基づく解約が行われない場合でも、申込時に登録した利用期間内に登録カードで次の各号に定める通行がなかった場合には、申込時に遡って解約したものとし、本商品の料金は支払いを受けません。

- 一 第 8 条第 2 項に定める通行を行った場合
- 二 第 8 条第 3 項①に定める通行を行った場合

3 登録カードで利用期間内に次の各号に定める通行を行った場合、解約は受け付けません。

- 一 第 8 条第 2 項に定める通行を行った場合
- 二 第 8 条第 3 項①に定める通行を行った場合

#### 第 1 3 条 (個人情報の保護)

通常の料金のほか割増金の支払いを受けます

- 一 セットアップされた ETC 車載器が取り付けられていない車両で通行したとき
- 二 1 枚の登録カードを同時に 2 台以上の車両に使用したとき
- 三 前二号に掲げるもののほか、不正な通行の手段として本商品を利用したとき

#### 第 1 3 条 (解約等)

本商品のうち、[第 6 条第 1 項](#)により申し込んだ者は、申込時に登録した利用開始の前までに、当社ホームページ内の専用サイトで解約することができます。

2 前項に基づく解約が行われない場合でも、申込時に登録した利用期間内に登録カードで次の各号に定める通行がなかった場合には、申込時に遡って解約したものとし、本商品の料金は支払いを受けません。

- 一 第 8 条第 2 項に定める通行を行った場合
- 二 第 8 条第 3 項①に定める通行を行った場合

3 登録カードで利用期間内に次の各号に定める通行を行った場合、解約は受け付けません。

- 一 第 8 条第 2 項に定める通行を行った場合
- 二 第 8 条第 3 項①に定める通行を行った場合

#### 第 1 4 条 (個人情報の保護)

本商品の申込者の個人情報、当社が別に定める個人情報の保護に関する方針に従って適切に取り扱います。

#### 第14条（免責事項）

当社は、次の各号に掲げるときには、本商品の申込者が被った被害について一切責任を負いません。

- 一 当社の責めに帰することができない登録事項の誤りにより、本商品の利用に影響を及ぼしたとき。
- 二 当社の責めに帰することができない通信上の障害または事故により、本商品の利用に影響を及ぼしたとき。
- 三 当社の責めに帰することができない通信上の盗聴、妨害または事故により、本商品の申込者の個人情報が漏えいし、改ざんし、または窃取されたとき。
- 四 通行止めまたは渋滞により、本商品の利用に影響を及ぼしたとき。
- 五 天災地変その他の不可抗力により、本商品の利用に影響を及ぼしたとき。

#### 第15条（約款の変更）

当社は、特別の事情によりこの約款を変更することがあります。

- 2 当社は、前項の変更を行った場合、変更内容を当社ホームページへの掲示等の方法で周知します。
- 3 当社は、第1項の変更によって申込者が被った損害について、

本商品の申込者の個人情報、当社が別に定める個人情報の保護に関する方針に従って適切に取り扱います。

#### 第15条（免責事項）

当社は、次の各号に掲げるときには、本商品の申込者が被った被害について一切責任を負いません。

- 一 当社の責めに帰することができない登録事項の誤りにより、本商品の利用に影響を及ぼしたとき。
- 二 当社の責めに帰することができない通信上の障害または事故により、本商品の利用に影響を及ぼしたとき。
- 三 当社の責めに帰することができない通信上の盗聴、妨害または事故により、本商品の申込者の個人情報が漏えいし、改ざんし、または窃取されたとき。
- 四 通行止めまたは渋滞により、本商品の利用に影響を及ぼしたとき。
- 五 天災地変その他の不可抗力により、本商品の利用に影響を及ぼしたとき。

#### 第16条（約款の変更）

当社は、特別の事情によりこの約款を変更することがあります。

- 2 当社は、前項の変更を行った場合、変更内容を当社ホームページへの掲示等の方法で周知します。
- 3 当社は、第1項の変更によって申込者が被った損害について、

一切責任を負いません。

附則

この約款は、令和4年6月24日から令和4年11月30日までの間適用します。

別表（1）～（4） 略

一切責任を負いません。

附則

この約款は、令和4年10月25日（火）14時から施行します。  
なお、この約款の施行の際現に改定前の約款による本商品の申込みが完了している申込者についても、この約款の規定を適用します。

別表（1）～（4） 略

別紙 略

（下線は変更部分を示す。）